（行政執行法人の役員の退職管理に関する政令の一部改正）

第十二条　行政執行法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）の一部を次のように改正する。

第十六条に次の一号を加える。

三十四　日本学術会議

（国家戦略特別区域法施行令の一部改正）

第十三条　国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

別表脱炭素成長型経済構造移行推進機構の項の次に次のように加える。

日本学術会議	日本学術会議法（令和七年法律第七十号）

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年十月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高
防衛大臣　小泉進次郎

日本学術会議評価委員会令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百八十七号

日本学術会議評価委員会令

内閣は、日本学術会議法（令和七年法律第七十号）第五十一条第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

（専門委員）

第一条　日本学術会議評価委員会（以下「委員会」という。）に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（委員等の勤務）

第二条　日本学術会議評価委員（以下「委員」という。）及び専門委員は、非常勤とする。

（委員長）

第三条　委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（議事）

第四条　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（資料の提出等の要求）

第五条　委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は日本学術会議の会長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第六条　委員会の庶務は、内閣府大臣官房企画調整課において処理する。

（雑則）

第七条　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この政令は、令和八年十月一日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百八十八号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十八号）附則第一条本文及び第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年九月十八日とする。

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
外務大臣　茂木　敏充
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高
防衛大臣　小泉進次郎